

愛知県警察からのお知らせ（誘拐等の防止）



金銭や対人関係のトラブルを原因として、相手方を連れ去って暴行を加えたり、本人や周囲の人に金銭を要求したりする略取・誘拐事件が日本に住むベトナム人の間で多発しています。特に、金銭の貸し借りやギャンブルの掛け金の支払いが原因のケースが目立ちます。

たとえ相手方に非があるとしても、人を拘束して金銭等を要求する行為は重大な犯罪です。

略取・誘拐罪とは

略取…暴行・脅迫等により人を拘束するなど自由を奪う行為

誘拐…相手を騙す等の方法で人を拘束するなど自由を奪う行為

刑法第 225 条 営利目的等略取及び誘拐

営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、1 年以上 10 年以下の拘禁刑に処する。

刑法第 225 条の 2 身の代金目的略取等

近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じてその財物を交付させる目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、無期又は 3 年以上の拘禁刑に処する。

※ 当初から身の代金を要求する計画ではなく、略取・誘拐した後に身の代金の要求を考えた場合も身の代金目的として扱われる。

略取・誘拐は重要犯罪であり、警察は総力を挙げて捜査します。

2020 年中に全国で 337 件の略取・誘拐事件が発生し、335 件を検挙しています（検挙率 99.4%）。

また、不法に人を逮捕又は監禁した者は、相手に暴行を加えたり金銭等を要求したりしなくても、逮捕監禁罪（刑法第 220 条）として 3 月以上 7 年以下の拘禁刑に処されます。

逮捕監禁事件は 2020 年中に全国で 265 件発生し、257 件が検挙されています（検挙率 97.0%）。

一時的な怒りや安易な気持ちで人の身体を拘束すれば警察に逮捕されるだけでなく、厳しい処罰があり、その後の人生を大きく狂わせることになります。腹が立つことがあっても暴力的な方法で問題を解決しようと考えてはいけません。

愛知県警察からのお知らせ（不法行為等の防止）

ベトナム人には、同国人からの頼みごとを断りにくい文化的・習慣的背景があると言われていますが、

- ・ 金銭の貸し借り
- ・ 在留カード等の身分証や健康保険証の貸し借り
- ・ 偽造身分証の販売や斡旋
- ・ 不法就労先の紹介や斡旋
- ・ 銀行口座や通帳、キャッシュカード等の売買、譲り渡し
- ・ 正規の方法によらない携帯電話の売買
- ・ インターネットを通じた出处不明の品物の売買
- ・ 非合法的なギャンブル



といった行為は、トラブルの原因となるだけでなく、その行為自体が犯罪となる可能性があります。友人等に誘われたり頼まれたりしても、絶対にやめましょう。

金銭の貸し借りや違法なギャンブルによる金銭トラブルが逮捕監禁事件に発展したケースが多数報告されています。

日本では、法律で認められている以外のギャンブルは違法であり、主催者だけでなく、参加者も処罰されます。

インターネット上の書き込みを原因とするトラブルも発生しています。相手の顔が見えないインターネット上では、必要以上に相手に対して攻撃的になりがちです。論争が過熱し、実際に会って相手を殺傷した事例もあります。無用の論争や誹謗中傷はやめましょう。

上記のような話を見聞きした場合は、最寄りの警察署か、警察相談専用電話「#9110」に知らせてください。今、まさに事件・事故が起きている場合には緊急通報「110」に電話してください。

同国人の不法行為を警察に知らせることは裏切りではありません。不法行為をしている人こそが、ベトナム人の尊厳を損なう裏切り行為をしているのです。

正しいルールを理解し、みんなが安心して暮らせる社会にするため、協力をお願いします。

警察署、相談電話には通常、ベトナム語ができる職員はいません。日本語が話せない場合は、日本語ができる人を同伴するか、予め警察署に電話して、警察側でベトナム語の通訳を手配するよう相談してください。